

地方公務員法第58条の2及び館山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、令和3年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

館山市長 金丸 謙一

## 令和3年度 館山市人事行政の運営等の状況

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 採用・退職者数について

(単位：人)

職 種	令和3年度				
	採用者数	退職者数			
		定年退職	勸奨退職	普通退職	計
一般行政職	14	5	1	4	10
技能労務職	0	1	0	1	2
保育士職・幼稚園教諭職	6	0	0	4	4
計	20	6	1	9	16

※ 短時間勤務（再任用）職員を含まない

#### (2) 職員数について（令和3年4月1日現在）

・ 各表とも、（）書きは短時間勤務（再任用）職員の数で外数

##### ◇部局別

(単位：人)

市長	教育委員会	議会事務局	監査事務局	選挙管理委員会	農業委員会	計
275 (10)	130 (5)	4	3	2	2 (1)	416 (16)

##### ◇職種別

(単位：人)

一般行政	税務	薬剤医療	看護保健	社会福祉士	保育士	技能労務	教育	計
268 (12)	24	2	15	3	48	23 (4)	33	416 (16)

※「教育」は幼稚園教諭及び指導主事等

##### ◇年齢別

(単位：人)

18～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～	計
39	41	58	51	61	51	59	56 (16)	416

### 2 職員の給与の状況 (市長・副市長・教育長を含まず)

#### (1) 職員の給与費について

給与費（令和3年度普通会計決算）				1人当たり給与費
給料	諸手当	期末勤勉手当	計	
14億2,594万円	1億9,060万円	5億3,301万円	21億4,955万円	554万円

※給与費には、短時間勤務（再任用）職員の給与費を含み、1人当たり給与費の算出基礎の人数には当該職員を含まない

(2) 職員の平均給与月額等について

職 種	令和3年4月1日現在			
	平均年齢	平 均 給与月額	給 料	諸手当
一般行政職	41歳5月	364,755円	317,087円	47,668円
技能労務職	51歳10月	376,582円	343,487円	33,095円
教 育 職	38歳4月	320,821円	297,497円	23,324円

※短時間勤務（再任用）職員は含まない

(3) 一般行政職員の等級別職員数（令和3年4月1日現在）

（単位：人）

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な 職務内容	主事 技師	主事 技師	副主査 主任主事 主任技師	係長 主査	副主幹	副課長 主幹	課長 局長	部長	
人数	20	67 (3)	56 (9)	36	26	30	25	8	268 (12)

※（）書きは、短時間勤務（再任用）職員の数で外数

**3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況**

(1) 勤務時間の状況について（令和4年4月1日現在）

1週間の 勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

**4 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和3年度）**

(1) 職員の分限処分の状況について

降 任	免 職	休 職	降 給
0件	0件	27件	0件

(2) 職員の懲戒処分の状況について

戒 告	減 給	停 職	免 職
0件	0件	0件	0件

**5 職員のサービスの状況**

(1) 年次有給休暇の取得状況について（令和3年1月1日~12月31日）

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B/C	取得率 B/A
15,999日	3,576日	425	8.4日	22.4%

(2) 育児休業及び部分休業の状況について（令和3年度）

区 分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	
		うち両休業 取得者数	
男性職員	1	0	0
女性職員	25	0	2
計	26	0	2

※人数は延べ

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（令和3年度）

(1) 職員研修実施状況

区 分		受講者数	備 考
広域研修	一般研修	63	階層別研修（新規採用職員・初級職員・新任係長）
	実務研修等	19	接遇
派遣研修（研修機関等）		62	千葉県自治研修センター・市町村アカデミー・日本経営協会等 が行う実務研修・セミナー
市独自研修		70	新規採用職員研修，庁内研修

(2) 勤務成績の評定の状況

全職員に対して人事評価を実施しています。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

千葉県市町村職員共済組合の各種給付事業を中心に職員の生活をサポートし、また、健康管理や体力づくりを積極的に促し、心身共に充実した社会人生活を過ごせるように支援しています。

(1) 職員の健康管理に関する状況

職員の健康状態を把握し、健康被害や疾病の早期発見を行うため、健康診断、各種相談等を実施しています。

(2) 公務災害補償の概要

公務上、通勤途上の災害により、負傷または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

令和3年度の補償件数は、次のとおりです。

区 分	傷 害	死 亡
公務災害	2 件	0 件
通勤災害	0 件	0 件

### *(3) 共済制度*

職員の共済制度として、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市において分担拠出する財源により、短期給付事業（医療関係等）、長期給付事業（年金関係）、福祉事業（人間ドック等事業）を行っており、厚生年金、国民年金、健康保険及び国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

## **8 公平委員会の業務の状況（令和3年度）**

職員は、勤務条件や懲戒その他意に反する不利益な処分に対して、公平委員会に措置要求及び審査請求をすることが出来ます。

### *(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況*

該当なし

### *(2) 不利益処分についての審査請求の状況*

該当なし